

「動物の愛護及び管理に関する法律」

＜周辺の生活環境の保全等に係る措置＞

第25条

都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第2項から第5項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

＜罰則＞

第46条の2

第25条第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」

＜周辺の生活環境が損なわれている事態＞

第12条

法第25条第1項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音

二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気

三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛

四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

「道路法」

＜道路に関する禁止行為＞

第43条

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

＜罰則＞

第102条

次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

一 第32条第1項又は第91条第2項において準用する第32条第1項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用したとき。

二 第37条第1項又は第91条第2項において準用する第37条第1項の規定による禁止又は制限に違反して道路又は道路予定区域を占用したとき。

三 第43条（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第48条の5第2項の規定による登録等事務の停止の命令に違反したとき。

五 正当の事由がなくて第68条第1項の規定による土地の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用、収用若しくは処分を拒み、又は妨げたとき。